

本号で公布された条例のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第35号）

- 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は公布の日、一部の規定は平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第36号）

- 1 インターネットに接続することができる携帯電話の普及により、青少年がインターネット上に氾濫する有害な情報に触れる機会が増大したこと等に鑑み、これらの有害な情報から青少年を保護するための措置を講ずる等青少年の健全な育成に向けたより良い社会環境の整備の促進を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第37号）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、香川県介護保険財政安定化基金の処分に関する特例を設けるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。

◇香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第38号）

- 1 現在4年制の香川県立保健医療大学保健医療学部で実施している助産師教育を充実させることを目的として、平成24年度から同大学に修業年限を1年とする助産学専攻科を設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第39号）

- 1 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に伴い、審議会の名称を変更し、委員の任命基準等を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第40号）

- 1 人事委員会の平成23年11月4日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第41号）

- 1 人事委員会の平成23年11月4日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。

◇知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第42号）

- 1 財政運営計画に基づき、平成25年3月31日までの期間において、引き続き、知事、副知事、病院事業の管理者等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。

◇香川県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第43号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県緊急雇用創出基金の設置期限を平成26年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県高等学校等修学等支援基金条例の一部を改正する条例（平成23年香川県条例第44号）

- 1 国の経済危機対策として追加交付される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金及び高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県高等学校等修学等支援基金の設置期限を平成27年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。